

① 全体

② 調査

③ 発行

④ 支援

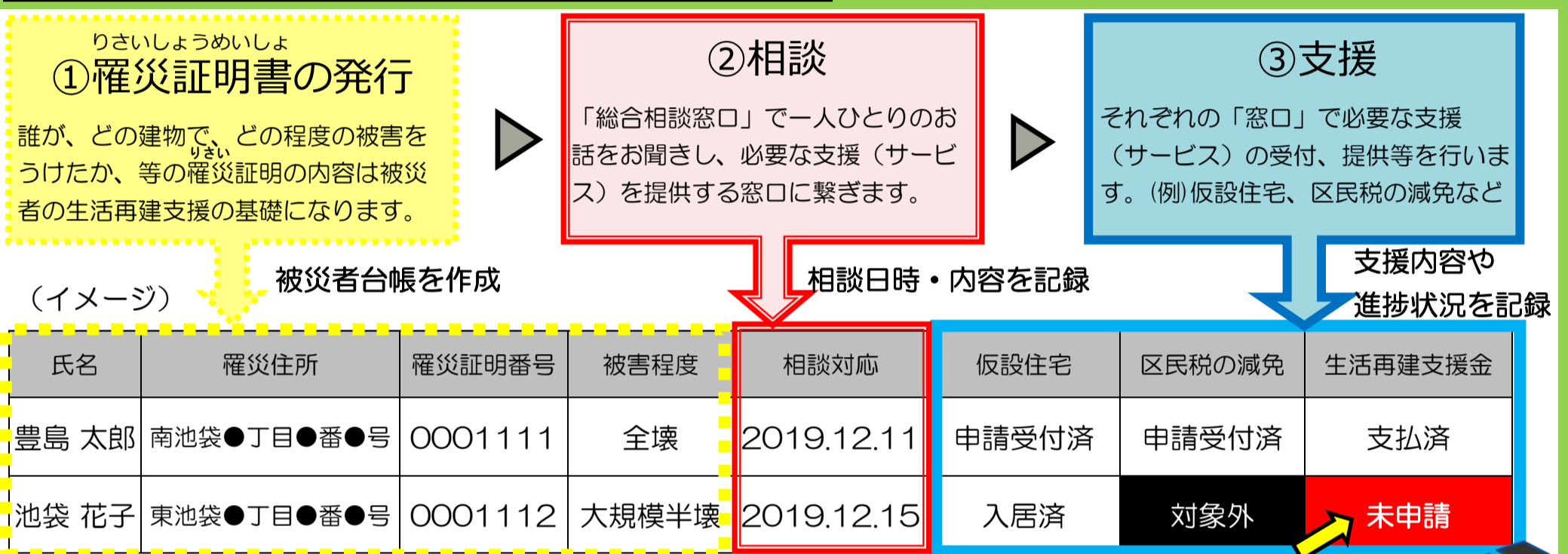
発災から

28日後～

# 生活再建相談・支援

被災状況や相談・支援に関する情報を記録した「被災者台帳」を全庁的に活用して、罹災証明書を受け取った被災者の皆さんへ、きめ細やかな支援を行います。

## ■相談・支援と被災者台帳との関係



## 被災者台帳

※支援を受けられるのに、申請が漏れている項目を発見！  
→申請のご案内をするなどの対応が可能になります。

参照「生活再建支援制度の一例」

被災者の情報をリアルタイムで包括的に把握、活用することで、「漏れなく・重複なく・継続的に」支援を実施していきます。

## ■生活再建支援制度の一例

被害の程度によって、受けられる支援制度が違います。

支援制度	制度の概要	罹災証明書の状況（※）					
		全壊	半壊 大規模	半壊 中規模	半壊	準半壊	損壊 一部
被災者生活再建支援金	居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 （例）全壊の複数世帯の場合…基礎支援金100万円を支給	○	○	○	△	×	×
応急仮設住宅	住家が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保出来ない方に対して応急仮設住宅を提供します。	○	○	△	△	×	×
被災住宅の応急修理	住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修	△	○	○	○	○	×
特別区民税の減免など	被害の状況により、区民税等を減免又は納付猶予（分割納付）できる場合があります。	△	△	△	△	△	△

（※）○…受けられる可能性が高い △…要件を満たせば対象の可能性あり ×…支援の対象外

（注）実際の災害程度等により内容が変わる場合もあります